

## 私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進）

### 1 事業概要

(1) 専修学校評価促進について

ア 目的

専修学校における「自己点検・自己評価」等の取組み及び第三者評価による検証を推進し、教育の質と社会的信頼の向上を図る。

イ 内容

①自己点検・自己評価

自己点検・自己評価を行い、報告書を作成

②第三者評価

私立専修学校（専門課程）の評価を行った実績がある機関が行う第三者評価による検証

### 2 補助の対象

補助対象は、東京都内に所在する私立専修学校の専門課程を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

### 3 補助対象経費

補助対象経費は、私立専修学校（専門課程）が実施する別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に直接要する経費とする。

ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

別 表

事業種別	補助項目	補助対象経費
評専 修学 校促進 校	自己点検・自己評価	自己点検・自己評価の実施に係る経費
	第三者評価	第三者評価の実施に係る経費

補助対象経費は、次に定めるものとする。

(1) 自己点検・自己評価

「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省）※1 が定める評価項目と内容、項目数等が同等程度又は同等以上の項目について自己点検、自己評価を行い、報告書を作成する経費

(2) 第三者評価

私立専修学校（専門課程）の評価を行った実績のある機関に対し、第三者評価を行わせる場合に必要な経費

複数の学校で、これらの事業を合同で行う場合は、各学校の負担分を経費とみなす。

※1 令和7年6月に改正が行われたが、改正前の内容、項目数等で差し支えないものとする。

### 4 補助金の額の算定

(1) 補助金の額は、次に掲げる2項目それぞれの額を補助額の上限とし（イ①の自己点検・自己評価のみ、一校あたり20万円の定額とする。）、予算の範囲内で補助する。

#### ア 専修学校評価促進

- ① 自己点検・自己評価 1校あたり20万円の補助額【定額】
- ② 第三者評価 実支出額の1／2

ただし、第三者評価について、1校あたりの補助額は60万円を上限とし、専修学校設置基準第2条に定める分野で2分野を超えて事業を行う場合、2分野を超える1分野につき、上限額に10万円を加算する。

## 5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者は、別表の事業種別ごとに、交付申請書及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を提出して下さい。

その他必要とする書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己点検・自己評価

自己点検・自己評価の報告書

- (2) 第三者評価

第三者評価結果の報告書、評価機関の概要等に関する資料、領収書（経費の内訳が明記されたもの）の写し等

## 6 年間スケジュール（予定）

☆8月下旬 交付申請書等提出依頼

☆**10月10日** 交付申請書等提出期限

12月下旬 交付決定（通知書を各設置者に送付）及び実績報告書提出依頼

2月下旬 実績報告書等提出期限

4月上旬 第三者評価を含む場合等の実績報告書提出期限

☆実績報告書提出時には合わせて、補助金関係請求書類（補助金請求書、支払金口座振替依頼書）を提出していただきます。

4月下旬 額の確定（通知書を各設置者に送付）

5月上旬 補助金交付

※審査の状況等によって、日程は前後する場合があります。